

宮城県復興まちづくり通信

Vol.15

平成26年7月発行

宮城県土木部復興まちづくり推進室



トピック

1. 復興交付金 交付可能額通知(第9回目)について

平成26年6月24日、復興庁から復興交付金に係る第9回目の交付可能額が通知されました。

復興交付金の県内沿岸部の各市町への配分額は、約386億円(国費ベース)であり、土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業のほか、震災遺構の保存に関する調査費なども配分され、復興まちづくりに関する事業については、全額申請どおりに配分されました。さらに、災害公営住宅整備費の平成27年度事業分の前倒し配分があったことにより、申請額の134%の配分となりました。

県事業分も含む(単位:億円)

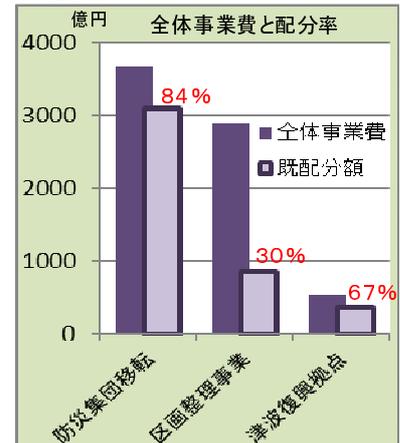
市町名	第8回までの交付可能額計		第9回交付可能額		合計		備考
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	
気仙沼市	2,298.78	1,878.00	194.84	137.46	2,493.62	2,015.46	沿岸部 (15市町)
南三陸町	976.55	797.75	14.75	11.38	991.30	809.13	
石巻市	2,907.66	2,374.77	150.26	123.62	3,057.92	2,498.39	
女川町	976.02	775.45	14.02	10.92	990.04	786.37	
東松島市	1,236.67	1,000.87	21.97	16.91	1,258.64	1,017.79	
松島町	160.35	124.11	24.10	18.08	184.45	142.19	
利府町	58.52	45.23	1.48	1.15	60.00	46.39	
塩竈市	428.17	336.82	—	—	428.17	336.82	
七ヶ浜町	358.82	292.48	7.01	6.09	365.83	298.57	
多賀城市	263.62	217.82	32.31	24.82	295.93	242.64	
仙台市	1,910.68	1,598.03	26.00	22.26	1,936.68	1,620.29	
名取市	591.10	476.12	14.31	10.87	605.40	486.99	
岩沼市	700.06	555.45	2.00	1.54	702.06	556.99	
亘理町	706.49	563.38	1.40	1.05	707.89	564.43	
山元町	771.70	616.52	—	—	771.70	616.52	
計	14,345.20	11,652.80	504.44	386.15	14,849.64	12,038.95	

※端数処理により合計と一致しない場合があります。

◇復興まちづくり事業の第9回までの累計と全体事業費の比較〔事業費ベース:億円〕

事業種別	市町数 地区数	全体 事業費	第1~8回 配分額	第9回 配分額	第9回まで 計	配分率
防災集団移転 促進事業	12市町 195	3,676	3,093	5	3,098	84%
被災市街地復興土地 区画整理事業	10市町 34	2,883	846	11	857	30%
津波復興拠点 整備事業	8市町 12	552	344	28	372	67%

全体事業費は、計画策定時点での金額であり、今後、見直しが予定されます。



◇上記のほか、主な事業(市町事業)の第9回配分額〔事業費ベース〕

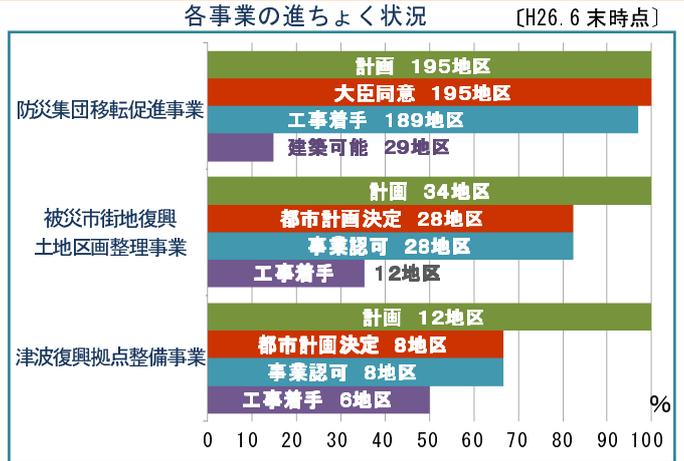
- ・災害公営住宅整備事業は、6市町に、130億円が配分
- ・道路事業は、5市に、32億円が配分
- ・下水道事業は、3市町に、29億円が配分
- ・都市公園事業は、4市町に、18億円が配分されました。

2. 復興まちづくり事業の進捗状況について

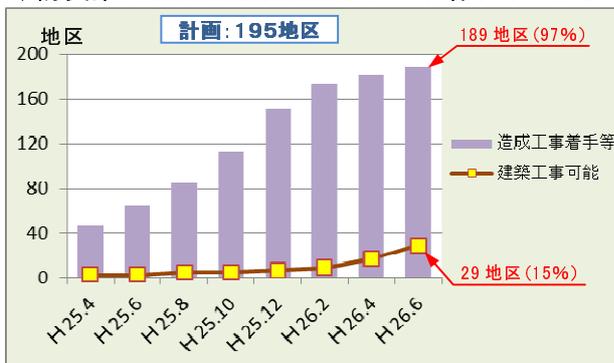
防災集団移転促進事業については、計画地区数195地区の全地区において事業計画の大臣同意を得ており、工事着手は189地区（約97%）、住宅等建築可能地区は29地区（約15%）となっています。

被災市街地復興土地地区画整理事業については、計画地区数34地区のうち、28地区（約82%）で都市計画決定がなされ、事業認可は28地区（約82%）、工事着手は12地区（約35%）となっています。

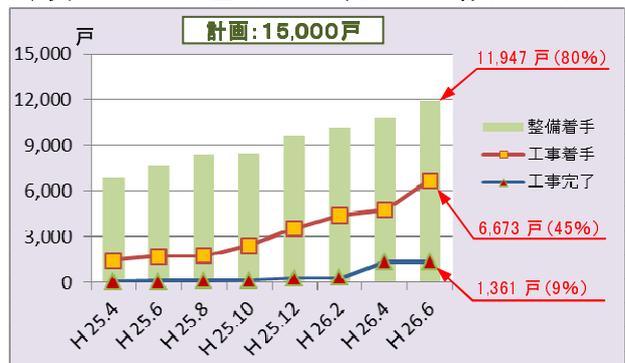
津波復興拠点整備事業については、計画地区数12地区のうち、8地区（約67%）で都市計画決定がなされ、事業認可地区数は8地区（約67%）、工事着手は6地区（約50%）となっています。



◇防災集団移転促進事業の造成工事着手等の推移



◇災害公営住宅整備事業の建築工事着手等の推移



◇防災集団移転促進事業は、12市町で計画されており、南三陸町、女川町、東松島市、塩竈市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、の8市町においては、全地区で工事に着手しています。

◇災害公営住宅は、整備計画戸数15,000戸のうち、現時点で、21市町11,947戸に整備着手、うち20市町6,673戸が建築工事に着手しており、1,361戸が完成しています。

◇県復興まちづくり推進室の取り組み

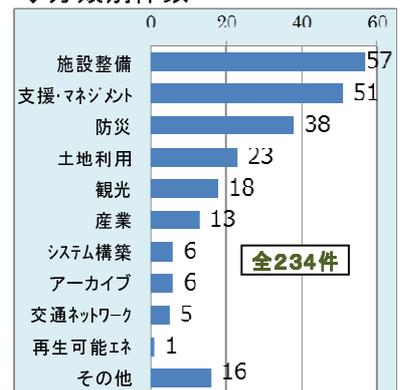
1. 効果促進事業の有効活用事例の紹介

- ◆被災市街地復興土地地区画整理事業や防災集団移転促進事業などの基幹事業の配分に合わせて、基幹事業費の20%相当額が効果促進事業費（一括配分）として配分されています。
- ◆基幹事業に関連し、市町の創意工夫により、様々な事業に活用できることとなっていますが、当該事業の活用が進んでいない状況にあります。
- ◆今後、積極的な活用が見込まれる効果促進事業の事例を取りまとめ、用途内訳書の個票とともに各市町に情報提供していきます。

◇効果促進事業の分類と事例

分類	事例
施設整備	雨水排水施設整備、下水道GIS構築、プール整備、公共広場整備
支援・マネジメント	住民説明会運営、災害公営住宅入居募集・手続き支援、復興まちづくりマネジメント支援・コーディネート
防災	ハザードマップ作成、津波被災情報等GIS基盤整備、津波避難施設整備
土地利用	事業地内土地利用調査業務、移転跡地土地利用検討
観光	砂浜再生調査、復興・活性化プロジェクト事業
産業	商業エリア整備計画策定
システム構築	災害公営住宅入居管理システム構築 被災者情報管理システム構築
アーカイブ	東日本大震災記録・保全事業、津波流出物デジタル化事業
交通ネットワーク(NW)	無料循環バス運行委託、公共交通施設整備基本計画調査
再生可能エネルギー	風力発電実現可能性調査
その他	盛土材確保事業

◇分類別件数



2. 防災集団移転跡地の有効活用の取り組み

～背景～

防災集団移転促進事業により市町が取得した被災住宅地等の跡地については、虫食い状態で公有地が残るなど、土地の有効利活用や維持管理の点からも課題となっていますが、これらの公有地の活用の目処が立っているものは、一部にとどまっています。

(1) 「復興まちづくり産業用地カルテ」の公表について

被災市街地において産業誘導を予定している地区について、「復興まちづくり産業用地カルテ」を作成し、公表することとしました。

防災集団移転促進事業による移転跡地は、県全体で約1,420ヘクタールとなる見込みですが、利活用の検討状況は、事業化済みと計画策定中を併せて約500ヘクタール（全体の35%）となっています。

そのうち約280ヘクタールについては、土地区画整理事業や農地整備事業により土地を整序化した上で、産業用地として利用する計画となっており、雇用創出効果などが期待されることから、今般、関係機関と連携を図りながら、産業誘導のための情報発信を行っていくこととしました。

「復興まちづくり産業用地カルテ」は、復興事業で整備を行う“これから”の産業用地について、その位置や規模などの情報をいち早くお知らせするものです。

公表済の「復興まちづくり事業カルテ」の情報を基礎として、用地の面積や優遇助成制度、交通アクセスなどの情報を記載し、企業立地の検討材料としてご活用いただくことを想定しています。

第一弾として、南三陸町志津川地区及び東松島市大曲浜地区を掲載しますが、準備中の地区についても、計画の進捗度合いに応じて順次追加していきます。

県ホームページに掲載するほか、パネルやパンフレットを作成し、県合同庁舎や各市町、復興庁及びUR都市機構などの関係機関に配布するとともに、企業立地セミナーの場などにおいても情報発信を行っていきます。



復興まちづくり産業用地カルテ(南三陸町志津川地区の例)

(2) 農地整備事業等と連携した移転跡地の活用について

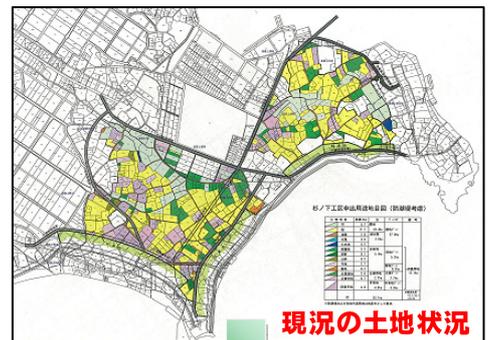
都市地域だけではなく、農業地域においても移転跡地が多く存在していますが、農地整備事業等（以下「事業」という。）※では、土地改良換地制度を活用して、移転跡地を含む非農用地を集積・再配置することが可能であり、現在、気仙沼地区杉ノ下工区及び山元東部地区をモデルとし、県と市町が協力して移転跡地の活用を目指しています。

農地を集約して農業経営の大規模化を図るとともに、移転跡地を避難路や公園等の公共用地、あるいは産業誘導用地等として利用することを想定しています。

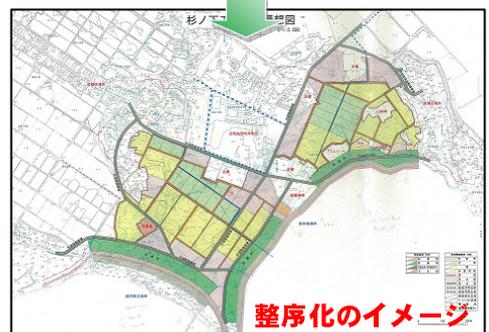
◆課題

項目	内容
跡地利用計画の策定	市町の復興計画を実現するには、事業区域の周辺に点在する移転跡地等の非農用地を利用して、避難路等の公共用地を創出することが効率的で合理的です。 それには、市町が土地利用方針を明確化して、地権者の理解と地域の合意形成を図りながら土地利用の整序化に取り組むことが重要となっています。
別事業の適用	事業では非農用地の集積・再配置はできますが、非農用地の基盤整備をすることはできません。 道路・公園整備費や宅地造成費を別事業により対応できるよう、復興庁ほか関係機関との協議を並行して進めることが必要となっています。

※農地整備事業等とは、「農地整備事業」と「復興基盤総合整備事業」のことを指します。



現況の土地状況



整序化のイメージ

◇ 各地域の動き

1. 防災集団移転跡地の利活用について〔東松島市大曲浜地区〕

東松島市では、東日本大震災で被災をした大曲浜地区の土地の利用転換を図り、産業用地として活用するため、地区全体の嵩上げや区画の整地や道路などの基盤の再整備を行うこととし、平成26年7月1日から分譲・賃貸の募集を開始しました。

現在、周辺では、堤防や道路の嵩上げなどの復旧・復興事業が進められており、隣接する地区西側には県立公園が計画されています。

詳しくは、東松島市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>



大曲浜地区産業用地 位置図

◇ 市町村からのたより

1. 石巻市 防災集団移転促進事業「釜谷崎団地」宅地造成工事完了

石巻市内51地区（半島部46地区、市街地5地区）で進めている防災集団移転促進事業で、北上町女川の釜谷崎団地の造成工事が終了し、平成26年5月27日に完成式典が開かれました。



完成した宅地

集団移転地の完成では市内第1号となり、市、県、国の関係者や移転者がテープカットで祝いました。また、移転する6家族に対して宅地の引き渡しも行われ、住宅再建への一歩を踏み出しました。

石巻市復興政策部復興政策課



関係者によるテープカットの様子

2. 女川町 防災集団移転促進事業「荒立西地区」宅地造成工事完了

平成26年4月23日に本町最初の移転先宅地引渡しとなった「大石原浜地区」2戸に続き、平成26年6月30日に「荒立西地区」31戸の宅地造成工事が完了いたしました。

町では、今後、確定測量や各種検査、NTT等の企業者工事（建柱等）を経て、宅地決定者へ宅地の引渡しを行ってまいります。



「大石原地区」住宅建築状況

今年度中には「荒立東地区第1期」、「野々浜地区」、「内山地区」と順次宅地造成工事が完了する予定であり、宅地決定者へ引渡しされます。

一刻も早い住まいの再建を望む町の声にやっと形で応えられるようになりましたが、残りすべての宅地が早期に引渡しできるよう、町・UR・まちづくりJVが一丸となり、「チーム女川」として、鋭意取り組んでまいります。

女川町復興推進課



完成した宅地「荒立西地区」

○問い合わせ先 宮城県土木部復興まちづくり推進室
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL.022(211)3207 FAX.022(211)3295
e-mail fukumachi@pref.miyagi.jp
HP <http://www.pref.miyagi.jp/fukumachi/>

復興加速



復興実感

がんばるっちゃ!
宮城県土木部